

(3) 地域内の規制等の取り決め

農村環境保全活動を推進していくために、規制(ルールや約束事等)について、地域の合意の下で取り決めること。

【活動のねらい】

地域においては、草刈り、泥上げ等の農地維持活動に関して独自の取り決めが有ります。例えば□〇水路の泥上げは4月第1土曜日に行うといった時期的なもの、上げた泥は△〇で処分するといった活動の内容に関するもの等があります。

【活動の内容】

環境保全活動における地域内の規制等の取り決めには以下のようなものが考えられます。

1) 環境保全活動における地域内の規制等の取り決めの種類

①生物多様性保全

水田を活用した生息環境の提供で、鳥の保護のために活動を行っている場合、地域内で、「重機の使用等による騒音*を、生物への影響がないレベルに抑制する」、「ねぐらとしている区域への立ち入りを制限する」といった取り決めをする等が考えられます。

*環境基準値は、人の生活環境を守るために設けられた基準のため、騒音レベルの値が環境基準値を下回る場合でも、生物に影響を与える場合があります。

②水質保全

「沈砂池に土砂がたまっていることに気がついたら、誰でもいいので、対象組織の担当者に早急に通報する」といった取り決めをすることが考えられます。

③景観形成・生活環境保全

地域の特徴ある景観を保全するために、家屋等の形状、色、材質等の統一、景観作物の植栽といった協定を結ぶことが考えられます。

地域が、市町村が策定する景観農業振興計画に位置づけられている場合は、その計画に沿った形で協定を結ぶことが必要となります。

【配慮事項】

上記の様な取り決めは、地域の住民全員の協力が無ければ効果的ではないものであり、かつ、個人の利害に關係する場合が多いと考えられますので、取り決めを行う際には、十分な意見交換が必要です。

【地域内の規制等の取り決め】

～活動例～

・活動内容

<景観むらづくり協定>

農村の豊かな風景を次代に引き継いでいくため、景観に関する協定を地区住民自らが結んでいます。

景観むらづくり協定は、「こぢんまりとしたむら里のたたずまい」「開放感ある景観の連續性」「自然な風合い」を基本に、建築物を新築・改築する際は、階数は2階以下、和瓦等を使った伝統的な傾斜屋根、外壁はしっくいや羽目張り、色は灰色又は黒、褐色、茶色とすること等のルールを定めています。敷地の緑化、維持・管理に務めることや、コンクリート造りや大型建築物の自肅ほか、広告物や自動販売機の設置にも規制があります。

・参加者

地域住民